

福利振興会

振興会の給付は、令和2年10月31日までです。

※ただし、給付は予算の範囲内ですので、途中で終了する場合があります!!

ファミリーサポートセンター利用助成金

会員の子育てを支援します!

市町村ファミリーサポートセンターを利用したとき

1年度につき
20,000円以内

予防接種助成金

会員が予防接種を受けたとき(1年度につき1回)

(成人の予防接種例)
はしか、インフルエンザ、風疹、日本脳炎、DPT、A型肝炎、B型肝炎等

1年度につき
5,000円以内

スポーツ・レジャー・芸術鑑賞助成金

スポーツ施設、レジャー施設、文化施設を利用したときの助成

スポーツ施設

- ・ゴルフ場
- ・トレーニングセンター
- ・野球場
- ・プール
- ・ボウリング場
- ・バッティングセンター等
(観戦のための利用を含む)

レジャー施設

- ・動物園・温泉
- ・植物園・水族館・USJ
- ・東京ディズニーランド等

文化施設

- ・美術館
- ・博物館
- ・劇場
- ・映画館
- ・コンサートホール等

- ※ マラソンやマリンレジャー、観光バス等、施設への入場を伴わないものは対象外
- ※ 飲食等を含むものは不可(例:ディナーショー、ワンドリンク村コンサート)

1年度につき
15,000円以内

疾病予防検診助成金

地共済からの委託を受けて福利振興会会員及び地共済組合員への助成を行う。

助成の対象

- ①地共済が実施する人間ドックを受診した場合。
- ②人間ドック、脳ドック、婦人検診、各種検診、ただし、保険診療に係るもの及び一般健康診断は対象外。

助成金の額

下表の受診区分に応じて地共済県支部組合員又は振興会の会員それぞれの金額を上限に、合計して支給する。

※①と②は併用できません(どれか1つ)

受診区分	地共済組合員	振興会会員	合計
地共済の人間ドックを受診した場合①参照		10,000円以内	10,000円以内
人間ドック各種検診を受診した場合②参照	12,000円以内	10,000円以内	22,000円以内

助成金の請求は、医療機関等の領収書(原本)及び内訳明細書を添付し、1年度に1回とする。

宿泊施設利用助成金

申請は1年度につき1回。

事後申請(会員名義の領収書添付)対象は、会員、被扶養家族、配偶者、22歳未満の子
宿泊施設の指定はありません。
(ホテルパックは不可)
公務出張での利用はできません。

1年度につき
42,000円以内



会員のみなさまへ

- ・給付は申請に基づき口座振り込みします。
- ・給付は申請書を受理した翌月の25日(土、日、休日の場合は翌銀行営業日)に申し出の口座に振り込みます。(振込口座が労金以外の金融機関を指定された場合は、給付金額から振込手数料が控除されます。)

- ・助成金額に100円未満の端数が発生する場合は切り捨てます。
- ・給付の申請は年1回です。

お問い合わせ：沖縄県職員厚生福利振興会 (IP 2190)

TEL : 098-866-2131 FAX : 098-866-2586 e-mail : hukursin@pref.okinawa.lg.jp

※詳しくは、CORAL21(庁内LAN)の職員厚生課ポータルサイトでご案内

● 給付内容

	事業名及び給付額	内容及び条件	申請時の添付書類
文化厚生事業	疾病予防検診助成金 ①地共済の人間ドックを受診した場合。 10,000円 以内 ②それ以外 22,000円 以内 (うち12,000円は地共済負担)	①地共済が実施する人間ドックを受診した場合 ②人間ドック、脳ドック、婦人検診、各種検診を受診したとき ※①・②のいずれかのみ(併用はできません) ※保険診療に係るもの及び一般健康診断は対象外	医療機関等の領収書(原本、複数枚可)
	予防接種助成金 (1年度につき1回) 5,000円 以内	会員がインフルエンザ等の予防接種を受けたとき	医療機関が発行した領収書(原本、予防接種を受けた者の氏名及び予防接種に要した費用であることが確認できるもの)
	ファミリーサポートセンター利用助成金 (1年度につき1回) 20,000円 以内	会員が子の養育のため、市町村設置のファミリーサポートセンターを利用したとき(育児休業取得中の会員を除く)	ファミリーサポートセンターが発行する領収書(利用児童等氏名、利用年月日、利用料金が確認できるものの原本、複数枚可)
	宿泊施設利用助成金 (1年度につき1回) 42,000円 以内	会員が宿泊施設を利用したとき。 対象は、会員、被扶養家族、配偶者、22歳未満の子 宿泊施設の指定はありません。 ホテルパック不可(宿泊料の確認ができない為) 公務出張での利用不可	会員名義の領収書(原本複数可) ※夫婦共に会員の場合 夫婦別の領収書、または連名の領収書を添付(一方はコピーでも可)
	スポーツ・レジャー・芸術鑑賞助成金 (1年度につき1回) 15,000円 以内	スポーツ施設・レジャー施設・文化施設を利用したとき ※施設への入場を伴わないものは対象外 ※飲食を伴うものは対象外	利用施設等の内容、利用日付及び金額が確認できる領収書又は書類(原本、複数枚可)
	生涯能力開発助成金 (1年度につき1回) 受講料の1/2 5,000円 以内	資格取得のための講座など生涯学習講座を有料で受講したとき ※職務命令により受講した場合は対象外	受講料の領収書(原本)及び講座の内容が確認できるもの
福祉事業	ボランティア活動助成金 (1年度につき1回) 5,000円 以内	自治体やNPO、社会福祉協議会など各種団体が企画するボランティア活動等へ参加又は自ら実施したとき	団体の活動内容が確認できるもの ・必要な経費(保険料、交通費、用具類の購入費等)の領収書(原本、複数枚可) ※飲食代、個人使用の衣類、用具等は対象外 ・活動実績報告書

疾病予防検診助成金給付留意事項

①地共済が実施する人間ドックを受診する場合

組合員証の利用により、地共済負担分(25,000円)が既に差し引かれた額を組合員が医療機関等に支払います。組合員が支払った額に対して、本人の請求に基づき10,000円以内を振興会が支給します。

②地共済が実施する人間ドック以外の検診を受診する場合

組合員が支払った額に対して、請求に基づき22,000円以内を振興会が支給します。(地共済負担分12,000円については、地共済が振興会に交付します。)

派遣職員支援事業

「公共法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき派遣され、地共済の適用を受けない退職派遣職員(振興会会員に限る)に対し、部内職員との勤務条件の均衡を保つための格差是正事業です。